

令和 7 年度

新 座 市 一 般 会 計 等
健全化判断比率審査意見書

新座市監査委員



新 監 収 第 8 6 号
令和 8 年 8 月 1 4 日

新座市長 並 木 傑 様

新座市監査委員 松 本 四 郎
新座市監査委員 野 中 弥 生

令和 7 年度新座市一般会計等健全化判断比率審査意見書について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第 3 条第 1 項の規定により審査に付された令和 7 年度新座市一般会計等健全化判断比率について、新座市監査基準に準拠して審査したので、別紙のとおり意見書を提出します。

令和7年度新座市一般会計等健全化判断比率審査意見

1 審査の対象

令和7年度健全化判断比率

- (1) 実質赤字比率
- (2) 連結実質赤字比率
- (3) 実質公債費比率
- (4) 将来負担比率

2 審査の主な実施内容及び着眼点

提出された健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼とし、関係書類との照合及び関係課から説明を聴取するなどの方法により審査を実施した。

3 審査の期日

令和8年7月23日

4 審査の結果

審査に付された次の健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づき、いずれも適正に作成されているものと認められる。

実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率は、それぞれの早期健全化基準と比較すると、これを下回っている。

(単位：％)

区 分	令和7年度		令和6年度	
	健全化判断比率	早期健全化基準	健全化判断比率	早期健全化基準
実質赤字比率	－	11.63	－	11.67
連結実質赤字比率	－	16.63	－	16.67
実質公債費比率	6.1	25.0	5.8	25.0
将来負担比率	28.6	350.0	23.3	350.0

注) 実質赤字比率及び連結実質赤字比率は、赤字額がなく黒字のため「－」の記載とした。

5 是正改善を要する事項

指摘する事項はない。

6 意見

- (1) 実質公債費比率は、一般会計等が実質的に負担したと考えられる公債費（公営企業、一部事務組合等を含む。）を標準財政規模で除して得た数値の過去３年間の平均値により算出される。自治体の公債費負担の大きさを示す指標である。地方債の発行は従来 of 許可制から協議制に移行したが、当該比率が 18%以上となると国等の許可が必要となる。さらに、25%以上で早期健全化団体、35%以上で財政再生団体となる。

令和 7 年度の実質公債費比率は、前年度と比較して 0.3 ポイント増加し、6.1%となった。この増加幅は、3 か年平均の算式上、令和 7 年度単年度数値（6.25%）と令和 4 年度単年度数値（5.36%）の差である 0.89 ポイントを 3 で除した値に相当する。増加要因のうち最も大きなものは主に分子の負担金に含まれる公債費の増加であり、その増加額は 130,297 千円であった。これは主に一部事務組合に対する負担金のうち、地方債に充当された金額が増加したことによるものである。

今後とも公債費管理の強化と適切な予算編成により、健全な財政状況の継続的な維持を望む。

- (2) 将来負担比率は、一般会計等の将来負担すべき債務（地方債の現在高、債務負担行為に基づく支出予定額、公営企業債等繰入見込額、退職手当負担見込額、設立法人の負債額等見込額等）を標準財政規模で除して得た数値より算出される。自治体の現在抱えている負債の大きさを示す指標である。350%以上になると早期健全化団体となる。

令和 7 年度の将来負担比率は、前年度と比較して 5.3 ポイント増加し、28.6%となった。これは、分子を構成する将来負担額が増加し、そこから差し引く充当可能財源等が減少したため、分子全体が大きく増となったことによるものである。

将来負担額の増加額は 893,542 千円で、増加した主なものは公営企業債等繰入見込額（増加額 939,149 千円）等となっている。一方、減少した主なものは組合負担等見込額（減少額 118,878 千円）等となっている。

充当可能財源等の減少額は 1,083,878 千円で、構成要素である基準財政需要額算入見込額（減少額 459,715 千円）、充当可能特定歳入（減少額 431,093 千円）及び充当可能基金（減少額 193,070 千円）が全て減少している。

将来の財政負担の動向を注視するとともに、一般財源の確保や基金の計画的な積立てなど、引き続き財政の安定化を図られたい。